平成２２年（フ）第４９７７号
大阪府和泉市弥生町１丁目155番４号
破産者　有限会社コンサルタントワイズ
１　決定年月日　平成23年６月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８５７９号
大阪市中央区粉川町２番７―404号
破産者　株式会社ネット・ワーク
１　決定年月日　平成23年６月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９４９７号
大阪府豊中市春日町１丁目12番７号
破産者　セイコー電設株式会社
１　決定年月日　平成23年６月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９８５１号
大阪市中央区南本町１丁目３番９号サンコービル
破産者　株式会社ヨシレツクス（通称株式会社ヨシレックス）
１　決定年月日　平成23年６月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１０９４号
大阪府東大阪市菱江２―12―24　株式会社ユニード内、商業登記簿上の本店所在地奈良県生駒郡三郷町立野北１丁目14番８号
破産者　有限会社ラビッツ
１　決定年月日　平成23年６月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１２９７号
大阪府守口市寺方錦通３丁目６番16号
破産者　有限会社ティエス産業
１　決定年月日　平成23年６月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５２号
岡山県倉敷市松島1141番地５ガレリア１階、商業登記簿上の本店所在地岡山県都窪郡早島町早島4188番地17
破産者　株式会社Ａｐｈｒｏｄｉｔｅ
１　決定年月日　平成23年６月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第２０８６号
京都市西京区大枝沓掛町６番64、商業登記簿上の本店所在地滋賀県甲賀市土山町南土山乙423番地
破産者　有限会社ＭＥＴＡＬ　ＴＥＣＨ
１　決定年月日　平成23年６月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第７１４号
和歌山県伊都郡かつらぎ町佐野540―１
破産者　有限会社エヌケイ機工
１　決定年月日　平成23年６月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成１９年（フ）第３６０号
宮崎県小林市北西方2208番地
破産者　株式会社ウエダ
１　決定年月日　平成23年６月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所都城支部

破産手続終結

平成２２年（フ）第２８４号
岩手県宮古市末広町５番２号
破産者　株式会社とみや文具
１　決定年月日　平成23年６月１日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第１８８３６号
千葉県成田市橋賀台２丁目17―７
破産者　渡邊　博明
１　決定年月日　平成23年６月１日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４８号
岐阜県中津川市茄子川1683番地743　サープラス新井102、開始決定時の住所岐阜県恵那市大井町1147番地106
破産者　小川　克榮
１　決定年月日　平成23年６月１日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２１年（フ）第３３８７号
名古屋市南区芝町16番地
破産者　株式会社キタノ
１　決定年月日　平成23年６月１日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１２９４号
愛知県津島市埋田町１丁目13番地
破産者　株式会社石原モータース商会
１　決定年月日　平成23年６月１日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３６８５号
愛知県半田市有楽町５丁目213番地の７
破産者　有限会社ブランプティ
１　決定年月日　平成23年６月１日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６２０号
岡山市南区当新田481番地33　サンライフ当新田201
破産者　河島　桂子
１　決定年月日　平成23年６月１日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第４８８号
青森県東津軽郡外ヶ浜町字三厩算用師85番地７
破産者　株式会社杣谷組
１　決定年月日　平成23年６月２日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４２５号
青森県上北郡六ヶ所村大字泊字川原75番地384
破産者　有限会社赤石組
１　決定年月日　平成23年６月２日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２０年（フ）第２４１号
山形県東置賜郡高畠町大字高畠1574番地の１
破産者　高畠木材株式会社
１　決定年月日　平成23年６月２日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
山形地方裁判所米沢支部